

## 筑西市橋梁診断判定業務委託 企画提案書作成要領及び審査要領

## 1 企画提案書作成要領

筑西市橋梁診断判定業務委託にかかる企画提案書の作成にあたっては、本要領により作成すること。

## 注意事項

- (1) 提案記載項目順に企画提案書を作成するとともに記載内容は当該項目内で完結すること。また、当該項目以外の内容を記載しても採点の対象とならないことに留意すること。
- (2) 企画提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として提案者が提示すること。
- (3) 実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する頁を分けるなど混同する可能性を排除すること。
- (4) 説明は文章をもって行い、図表はその補助として用いること。図表のみの記載は認めない。
- (5) 特記仕様書等の内容を前提として提案すること。
- (6) 企画提案書の任意様式は、片面印刷A4版10頁以内（縦横いずれも可）又は、A3版（A4版2頁扱いとする）で、片袖折り（Z折り）で作成すること。（提案記載項目が解るようにすること。）
- (7) 参加表明書以外の各頁下側に通して頁番号を付すこと。

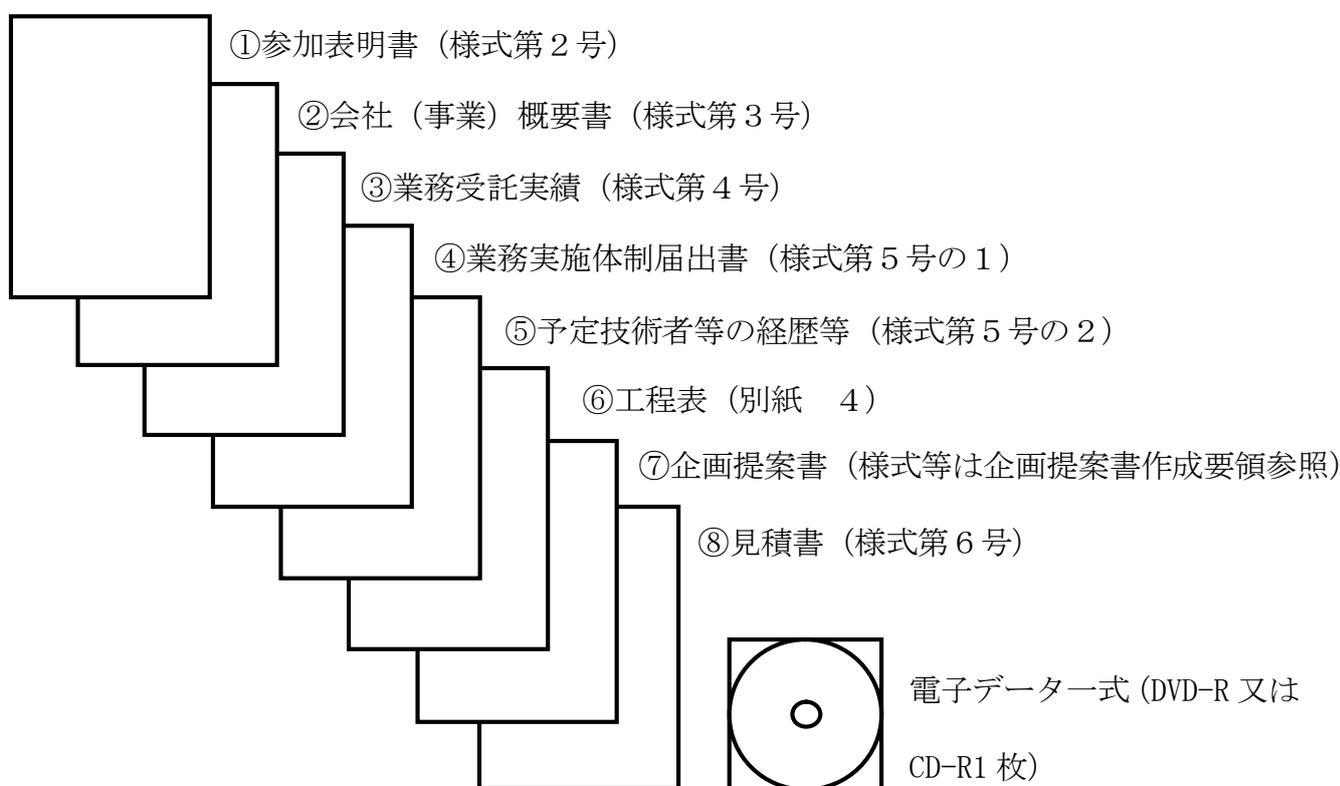
## 提案記載項目及び記載内容

提案記載項目		記載内容	備考
1	会社（事業）概要	① 会社・法人等名称、②代表者名、③所在地、④設立年月日、⑤資本金、⑥経歴・沿革、⑦従業員数、⑧売上高	会社（事業）概要書 （様式第3号）
	業務受託実績	過去10年以内（平成26年度から令和5年度まで）に本業務（橋梁診断判定業務）、本業務と同種の業務（橋梁長寿命化修繕計画策定業務）、又は本業務と類似する業務（橋梁設計業務又は橋梁補修設計業務）の受託実績について示すこと。	業務受託実績 （様式第4号）
	体制及び業務実績	本業務における体制及び予定技術者の実務経験、経歴について示すこと。	業務実施体制届出書 （様式第5号の1） 予定技術者の経歴等 （様式第5号の2）
2	業務の実施フロー	本業務における実施手順を示すフロー、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性、効率的に業務を遂行するための組織体制や取り組みについて示すこと。	工程表（別紙4）及び企画提案書とは別に1～2頁程度 規格はA4判又はA3判
3	健全性の診断	「道路橋定期点検要領」に基づく点検結果から、道路橋毎の健全性の診断について、道路管理者の判断の補助の課題を示し、それらを踏まえた対応策について示すこと。また点検業者間のばらつきの解消についての対応策についても示すこと。	企画提案書 任意様式
4	包括的民間委託	橋梁点検・維持工事等の包括的民間委託の導入に関すること。	
5	点検支援技術の試行・職員研修支援	職員のスキルアップのための研修及び点検支援技術の試行について示すこと。	

6	その他の提案	本業務の特記仕様書等に定めていない事項について、本市の状況を踏まえた独自工夫提案がある場合には、提案すること。ただし、その場合にあっても業務委託料の上限額以下となることを条件とする。	企画提案書 任意様式
7	見積金額	内訳書を含め、見積金額を示すこと。	見積書（様式第6号） 内訳は任意様式

## 2 企画提案書等の調整方法

企画提案書等は、下記のとおり調製し、正本1部、副本10部を作成すること。



## 3 企画提案書審査要領

企画提案書等を下記の評価指針により審査を行う。

審査項目		評価指針	配点	
			一次審査	二次審査
1	会社（事業）概要 業務受託実績 体制及び業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者の安定性や事業実績はあるのか。 （資本金、従業員数、地域精通度、事業内容など）</li> <li>■過去10年（H26～R5）に橋梁診断判定業務・橋梁長寿命化修繕計画策定に係る業務、及び本業務と類似する業務の受託実績があるか。</li> <li>■予定技術者は、資格や実務経験を有しているか。</li> </ul>	50点	—
		計	50点	—
2	業務の実施フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施フロー、工程計画が無理なく組み込まれているか。</li> <li>■効率的な組織体制や取り組みについて提案されているか。</li> </ul>	—	10点

3	健全性の診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本市の現状と課題が明確に整理されているか。</li> <li>■委託の目的、内容について十分理解し、本市が取り組むべき課題を的確に認識しているか。</li> <li>■取り組むべき課題に対する提案は実現可能かつ有益なものか。</li> <li>■最新の「道路橋定期点検要領」に即した提案がなされているか。</li> </ul>	—	40点
4	包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>■包括的民間委託導入に向けた市場調査について提案されているか。</li> <li>■市場調査の目的、内容について十分理解し、本市が取り組むべき課題を的確に認識しているか。</li> <li>■取り組むべき課題に対する提案は実現可能かつ有益なものか。</li> </ul>		10点
5	点検支援技術の試行・職員研修支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点検等の支援技術に関する提案がなされているか。</li> <li>■職員の技術力向上のための研修の提案がなされているか。</li> </ul>		10点
6	その他の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本市の状況を踏まえた独自工夫提案などがなされているか。</li> <li>■他事業者と比較して優位な点はあるか。</li> </ul>	—	20点
7	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>■見積額が最も低い者に、満点を付与する。他の応募者の得点は、下記により算出する。 ・配点（10点）×（全体の見積額のうち最低額 ÷ 当該見積額）（小数点第1位以下切り捨て）</li> </ul>	—	10点
計			—	100点

#### 4 評価及び点数の算出

- (1) 各審査委員は、前項の評価指針ごとに、次表に定める評価基準に基づきA～Eの5段階による評価を行う。 ※ 各委員の持点は同点とする。
- (2) 事務局は、前項の審査項目ごとの配点に、前号の評価に対する係数を乗じて点数を算出する。

評価	評価基準	係数
A	非常に優れている	1.00
B	優れている	0.75
C	標準的である	0.50
D	劣っている	0.25
E	非常に劣っている	0.00

#### 5 事業者の選定

各審査委員の採点を集計し、点数の最も高い事業者を「優先交渉権者」として選定する。  
なお、最高評価点が同点の場合は、審査委員の投票により「優先交渉権者」を選定する。

#### 6 その他

参加表明者が1事業者であっても、評価点が5割未満の場合は「該当者なし」として、再度公募を行う場合がある。

審査における委員会の評価点については、公表しない。